

令和3年11月26日

第11回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第11回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用
配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和3年11月26日				召集場所	騎西文化・学習センター 1階多目的室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時21分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主査 大熊健太郎				
					主事 加藤正則				

開会 午後1時30分

○局長（大熊和夫君） それでは、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

ただいまから総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今日は、騎西の地でということですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速、これより令和3年第11回加須市農業委員会総会を開会いたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

なかなか暖かいというか、農作業のほうも一段落というところで、お米のほうはほとんど収穫が終わったかなという気がするんですけども、小麦におきましても、もう既に芽が出ているところもあります。順調に天候がこのままでいけば、今年の小麦の作付についても順調にいくかなという気がします。

今年、去年からコロナ禍ということで、本当にコロナが全ていろんな社会に影響を及ぼすというか、農業においても本当に米の消費がダブつくってというような、予期せぬことが起こっているわけですけども、来年度はエルニーニョではなくて今度はラニーニャですか、何か雪が来年は多いかなということが予想されています。CO₂を抑えて地球温暖化を防ぐ

というCOP26ですか、そういうのが論議されているところですけども、現実的にこの気候が変化していったら、我々の生活にどのように影響するかということは、本当になかなか分かりづらいところがあります。

人間70年も生きてると50年前の様子も分かるわけですけども、私がちょうど二十歳の頃は、だんだん地球は砂漠化をしていくんだとか、油田があと30年ぐらいで枯れちゃうよとかいろんなことを言っていました。油田はいまだに枯れないんで、なかなか予想はつかないわけですけども、そういう昔の予想は本当に当てはまると、本当に我々も大変なわけですけども、全世界的に見てコロナも大変ですけども、このCO₂の問題、そういったものの影響が徐々に来るかなという気がします。

ただ、農業においては本当に地域によって温度がどんどん上がってきて、もう冷害なんかないのではないかなということが言われていますけれども、現実にはもう日本を取り巻く環境からして、冷害なんていうのはこれからも十分起こります。我々は、農業はそういった自然災害の中で、どのように対処しながらやっていくかという難しい問題もあるわけですけども、委員の皆さん方にはそれぞれの立場で農業の推進に当たっていただきますことに、心から御礼を申し上げたいと思います。

来年も1月、2月はまた騎西で総会ということで予定されておりますけれども、皆さん方にはくれぐれもお体を大事になされて、よい年末を迎えていただくように心からご祈念申し上げます、慎重なる審議をお願い申し上げます、言葉整いませんけれども、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、農業委員総数15名のうち、15名全員の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

14番 関 口 豊 充 委員

15番 新 井 明 弘 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下げ願が提出されております。

本日の議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書2ページで、前回、10月総会時の5条の23番の審議保留となっていた豊野地区の案件については、取下げ願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることを報告いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

また、譲渡人は、高齢で耕作地も遠距離であり、ほかに農業従事者もいないため、また、

譲受人は、近接地を耕作しており効率的に経営規模拡大をできるため、今回の申請となっております。

譲受人の農地保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

11月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。

この現地のほうなんですけれども、位置図のほうの3ページ、番地と番地、これは現在お米が作られているような状態でした。1ページのと、のほうもお米が作られてはいたんですけれども、真ん中のほうにあるという、これ両脇が沼になっているんですけれども、ここは草だらけになっていまして、よく北辻の方が、この沼は市の持ち物で時々管理してもらえばいいんですけども、何もしてくれないということで、この辺はもう本当何ていうんですかね、ごみは捨てられていないんですけれども、結構草だらけになっておりまして、ここの田んぼだけが作れないような形になっておりました。

2ページのほうのととは、これ小さい田んぼというか畑なんですけれども、これは防草シートが敷いてあって、草は出ていないような形になっておりました。

続いてと番地なんですけれども、右側の畑のほうは地元の方がトラクターでうなっているような感じだったんですけれども、このの左の三、四反ぐらいのところは、昔、小麦を作っていたらしいんですけれども、その方が作らなくなってからもう草だらけになっていて、とかなり草が生えているような状態でした。

譲受人のさんは、私の自宅からもう本当100メートルか200メートルのすぐ近くの方なので、当日ちょっと留守だったので次の日に電話で話をしたんですけれども、

さんのお父さんの妹が番地の左に屋敷のようなものがあるんですけれども、そこに嫁に行きまして、さんというお宅なんですけれども、子どもがいなかったということで10年ほど前ですかね、その旦那さんが亡くなり、田んぼの名義もそちらの奥さんのほうに一旦変えたんですけれども、跡取りがいらないということなので、久喜市下早見のさんですか、これがその旦那さんの弟さんらしいんですけれども、そちらの方に譲ったというような形で、ただ、さんもちょうと跡取りがいらないために、もう80過ぎて高齢な

めに さんが関係者なので、もう土地は要らないから悪いけれども引き受けてもらえないかということで、今回、話があったそうです。

本人に と はかなり草が生えておりますので、住宅も近いですし火が出たら危ないので、しっかり管理するようにということで話をしたところ、自宅からこの田んぼまで1.5キロかそんなものなので、トラクターで行けなくもないので責任を持ってやりますよという話でしたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。
いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番と3番及び4番の志多見地区の案件について、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

3条の2番、3番、4番は譲受人が同一でありますので、一括にてご説明いたします。

2番、3番、4番は、いずれも売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。
また、3件とも譲渡人は自分で耕作し、利用する予定がないためということでございました。

また、譲受人は、隣接地等を耕作しており、効率的に経営規模を拡大できるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。
以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

この3件に対しての聞き取りをいたしましたところ、3件は後継者がいないためでした。

さんのところは今後、規模を拡大ということで言うておりましたので、あとは事務局の説明のとおり何ら問題ないと思いますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） すみません、事務局なんですけれども、農業委員さん、もう一度確認なんですけれども、いつ誰と確認したかというのをもう一度説明していただけますでしょうか。

○13番（早川初男君） 大変申し訳ございません。11月24日で、松本推進委員と同行いたしましたしてお話を聞いてまいりました。

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

また、譲渡人は、体調不良のため耕作できない、また、譲受人は、近接地を耕作しており効率的に経営規模を拡大できるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

11月14日に推進委員の石川さんと現地確認並びに聞き取りをしました。

譲渡人の さんは後継者もないということで、数年前より譲受人の さんに耕作を依頼しておりましたが、今回、売買ということで話がまとまり今回の申請となりました。許可相当と判断しましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

また、譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、隣接地を所有しており効率的に経営規模を拡大できるため、今回の申請となっておりますが、申請地の現状でございますけれども、現在雑草が繁茂しており、隣接地を所有しておりますが、別の方が今、耕作しており、12月末で貸借の解約となっております。本来、許可の要件としましては本人が耕作することでございますので、そこが確認できなければならないと思ひます。

なお、譲受人の農機の保有状況に関しては特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

11月16日に担当と坂田推進委員と2人で現地を確認するとともに、譲受人の さんを訪問しましてお話を伺ってまいりました。

内容については事務局の説明のとおりでございますけれども、もう管理も十分にできないという中で、隣地の所有者である さんにどうにかお願いしたいということで、話がまとまったということございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

（「事務局の前に」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい。

（「いいですか」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 2番、江川委員。

○2番（江川芳夫君） 審議はいいですけれども、その前に先ほどの取下げの案件になりますよね、これは前回保留になって取下げということなんですけれども、その経緯といたしますか、それをちょっと分からないと、ああそうですかというふうにはいかないと思うんですけれども。というのは前回のときの保留はなぜ保留になったかということです。結論は出なかったということです。私は会社の定款の問題、結果的に分からないということで保留。これは農家に返す間に、事務局がこのアプローチをして にしたのか、それともなぜ今になってこれは取下げになったのか。その辺の経緯が、本来であれば議案があったんだから、取下げではなくて不許可の処分が、私は正論ではないかなというふうに思っていますが、その辺をよ

ろしく。

○会長（小倉和夫君） では、先ほど取下げについての経過ですか、それを説明していただけますか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

取下げになった10月の5条の23番の 〇〇の件でございますけれども、その経緯といたしましては、前回そもそもこれは貸し資材置場ということで定款に載っていない。それと登記簿のほうにも目的がないということで保留になったわけでございます。

しかしながら、事務局のほうでそれを県の加須農林振興センターのほうに相談をしましたところ、特に定款に載っていないけれども、登記簿上、目的がなくてもできるような、実績があればできるような回答であったんですけれども、そもそもそこではなくて貸し資材置場として建物がない、ただ単に駐車場とか資材置場とか建物が建たないもの、そこを実際に使う方、当事者がやるということではなくて、 〇〇が農転の許可を取って整備をしてそれをまた貸すという、では、なぜ本人がやらないのか、実際使う方がやらないのかという、その理由が説明できない。

そういうことで、貸し資材置場というのはちょっと違うんじゃないかということで、ちょっとそういった疑義が、また全く別のことから指導がございましたので、そこを 〇〇のほうの代理人を通してお話をしたところ、実際のところ、それでは実際に使うところが改めて出しますというような回答でございましたので、それでは取下げをしてくださいということで取下げが出たというのがこの経緯でございます。

そこは、説明をしなかったのは説明不足で申し訳なかったんですけれども、一応そういうことでそもそも定款とか登記簿上ということではなくて、実際使う方が許可を取るのが本来だろうということで、その説明ができないものはもう駄目だよとそういうことでございましたので、取下げということでございました。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 了解なんですけれども、その辺の手續の問題で行政側が相手方に取下げをしたほうがいい、したほうがいいということはないんですけれども、指導したということなんでしょうけれども、もう議案で上がってきた以上は許可か不許可かということだと思います。本来はね。だから本来は取下げをさせないで、私は不許可のほうにすべきだったのかなという気はするんです。その辺は事務局の問題だから、あまり深く追求しませんけれども、やはりそうでないと何でも申請をしておいて、不許可になりそうだから取り下げたと

ということであると、議案としての要件を満たして審議に掛かったわけですから、その処分は的確にすべきではないかなというふうに思って今の質問をしました。今回の件については了解です。いずれもこれ使う方が、違う方が使うんだから、多分5条でかかってくるんではないか。それはやはり本来の趣旨だということは十分理解できますので、やはり私が気になるのは運送屋が自分でやらないのに自分がやったという、いわゆる代理人についてが、まずいんではないかなということの指摘だったものですから、今回了解しました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） このことについては議案書が取下げでやったわけではなくて、こういう過程でいきましたということまで残して、次の総会のときには何らかの答弁ができるようにはっきりしたいと思いますので、ご了解をお願いいたします。

○2番（江川芳夫君） 了解。

○会長（小倉和夫君） はい。

では、それでは早速、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

それでは、位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、既存の住宅敷の拡張及び雨水排水用の排水管を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、申請地は既に住宅の一部として使用されているため、始末書を添付されております。

また、住宅敷地が低いため雨水の排水を確保する必要があり、敷地拡張と併せて雨水排水管の埋設用の敷地を確保するものということでございます。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

11月13日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で譲受人の さん宅を訪ね、現地確認をし、話を聞いてまいりました。

譲受人と譲渡人とは兄弟関係でございます。位置図を見てもらえば分かるんですが、車庫

が奥にあるため昭和50年頃から車庫として使用していたそうです。また、家を建てたときには道路よりも宅地のほうが高かったわけですが、現在は宅地よりも道路のほうが大分、位置図を見てもらえば分かるんですけども、高くなっているため、大雨のときには宅地内に水がたまり大分困っていたそうです。そのために南側ですけども、雨の排水路ですか、設けたいということでした。ということで許可相当として判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

それでは、位置図の13ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、必要添付書類は整えております。

また、当該地は農用地でございますが、盛土をし、農地改良後、ブドウを作付するための農地改良で、期間は9か月間の一時転用でございます。以上のことからやむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり11月13日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で譲渡人の さん宅を訪ね、現地確認をし、話を聞いてまいりました。

さんは、現在は梨を作っているわけですけども、現在の土地が低く水はけが悪いため盛土をし、土地改良をしてブドウを新たに作付するということでした。何ら問題なく許可相当として判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

それでは、位置図の14ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農業用施設を整備するもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、農用地であり、農振法に基づく農業用施設用地として用途区分の変更、いわゆる軽微変更はされております。一部従業員休憩所が建っておりますが、計画として農機具用倉庫、休憩所を建築する予定で、開発行為に関して市担当課に確認したところ、農機具用倉庫は許可不要、休憩所は建築面積が90平米以内であるため、許可不要ということを確認しております。つきましては農用地のまま農業用施設を建築するというところで、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

11月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに申請人の さん本人からお話をお伺いしました。

まず現地のほうなんですけれども、こちらに土地計画図のほうがありますけれども、三、四年前ですかね、この農地を取得して一部パイプのビニールハウスを建てて、その中で直売所のようなものを今、行っておりまして、幅が3メートルの奥行きが10メートルぐらいだったと思うんですけれども、遮光のフィルムが貼ってあり、すぐ隣に従業員の休憩所というものという小さいものがちょっとあったんですけれども、幾つかそのような施設が造ってありました。駐車場がないと困るということだったので、一部こちらのほうは除外申請という

ことで駐車スペースのほうが備付けされておりました。

ご本人に聞いたところ、自宅がこの近くなんですけれども、位置図の14ページを見ていただきますと、ちょうどこの辺のところが高く畑になっておりまして、ちょっと左のほうを見ていただきますとこれは田んぼなんですけれども、区画整理されておりまして行ったり来たりが大変なので、作業はこっちが中心になりますから、直売所の一部を利用して作業場を造りたいということでお話をお伺いしております。

さんは地元、自宅で電気工事ということで会社を運営しているわけですが、せがれさんと代替わりして年がもう73歳ぐらいで、まあ若いと思うんですけれども、まだまだ田んぼのほうはできるからということで、これからもっと土地のほう面積を増やしてお米のほうを作りたいので、今回の申請になったということでございました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

それでは、位置図の15ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、必要添付書類は整えております。

また、当該地は農用地であります。盛土をし、ジャガイモ等を作付するための農地改良で、期間は5か月の一時転用でございます。以上のことからやむを得ないものと思われ。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

11月15日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして、また譲渡人の さ

んから話を聞きました。

現地には米の作付はしてありました。この場所は、さん本人がやっているわけではなくて、親戚の方が耕作しているというような話でした。そして、申請書のとおり、この地盤は低いので水はけが悪いというようなことで盛土して、ジャガイモとありますけれども、野菜なんかを親戚の方にお願ひして作付するようなことを話していました。

そして、盛土する ですけども、申請地 番の下の下に っていうんですけれども、 っていうのは庭師というか、そういう仕事をしている方なんですけれども、その方の紹介で盛土する を紹介されたというようなことでありますので、許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番及び6番の三俣地区の案件について、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、5条の5番、6番は譲受人の法人は別会社ですが、代表が同一でございますので、また、事業内容も同一かつ申請地も隣接しておりますので、一括にてご説明いたします。

位置図の16ページ及び土地利用計画図5-5、5-6をご覧ください。

両案件とも、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置し、非FIT事業で行うもので、必要添付書類は整えております。

また、5番、6番は別法人となっておりますが、代表者は同じ人物で発電した電力を別法人に売電する契約を締結しております。その発電電力を買い取る法人、

というんですけれども、その代表者は譲受人とまた同一人物となっております。現地調査を行った結果、いずれも第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないもの思われます。この非FIT事業というのが、国の買取り制度を使わずに法人間で売買するというものでございます。いずれにしましても、これは5番、6番とも2文字くらい違うだけで

代表者も同じ、買取り法人もまた代表者が同じという法人でございます。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

11月17日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして、さんとさん、2人から話を聞きました。

そして、また太陽光パネル、大阪の太陽光パネルの代理であるさんも電話で私は聞いたんですけども、行政書士だそうなんですけれども、現地のほうはお寺の近くなんですけども、きれいに管理してありました。さんとさん、管理するのは大変でどうにかしたいというようなことを言っていました。そして、どうして太陽光パネルか、これ大阪の会社なんですけれども、営業所は関東にも幾つかあるそうです。このさんの話ですと、東京にもあるし埼玉にもあるし茨城にもあるというようなことで、この会社は太陽光パネル専門だそうで、その辺を太陽光パネルできそうなところを営業マンが探しているそうです。たまたまというかさんもそこを手放したいようなあれで、両方のあれが一致して売買で太陽光パネルを設置するというような申請だそうです。そういう観点から許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページ、18ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、所有者及び担い手が野菜や大豆を作付するための農地改良を行うもので、必要添付書類は整えております。

また、当該地は農用地でございますけれども、盛土をし、野菜、大豆を耕作するための農地改良で、期間は7か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

11月15日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして、また譲渡人が大勢いるんですけども、留守だった人はちょっと話を聞けなかったんですけども、聞けた人は譲渡人の上からさんとさん、さん、その3人から話を聞きました。

現地のほうはヨシだらけというか、ヨシが生えているような土地なんですけれども、農地化したいというようなことで、3人とも良心的といいますか、好意的に盛土の持っているというようなことで、農用地でそこを作付するんですけども、さんという方が代表なのでここでみんなで作付するというような話でした。ヨシがあつて現在は何も作っていない遊休農地なんですけれども、遊休農地の解消の観点からも許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の19ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建てるもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、協議中で許可が見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

11月15日に地区担当推進委員の腰塚さんと現地調査を行い、譲受人の代理人のさんから事情を伺いました。

譲受人のさんは現在借家住まいですが、手狭となったため妻の実家が加須市であることなどから、申請地に自己用住宅を建てるための計画をされたものとのことであります。現地は畑で更地状態となっており、適当であると判断をいたしました。ご審議よろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、前の6番と譲受人が同一で事業内容も同じでございます。

それでは、位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、非FIT事業で行うということで、必要添付書類は整えております。

また、本案件は、申請地は違いますが、6番と代表者は同じ人物で、発電した電力を別法人に売電する契約を締結しており、その別法人も本人が代表者となっている

でございます。

現地調査を行った結果、いずれも第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

11月15日に地区担当推進委員の腰塚さんと現地調査を行いまして、譲受人の代理の
の
さんから説明を受けました。

この土地は太陽光発電施設として適当であり、造成も必要ないことから適地と判断したと
のことではありますが、現地は一部樹木が植栽されており、竹も繁茂もしている部分もあり、
全体的には耕作放棄状態となっております。これが解消されることなどから適当と判断をい
たしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「参考に」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい。

○11番（柳田 浩君） すみません、11番の柳田ですけれども、勉強不足で申し訳ないん
ですけれども、教えてもらいたいんですが、先ほどの5番、6番と今度は9番ですね。最後
のほうにもまた同じ会社で、18番で出てくるんですけれども、太陽光、2つの会社が代表
が同じで会社の名前が変わって、それも5番、6番はすぐ隣で名前を変えて、また、こっち
で違う形で出てきて、何かこれこういうのはあるんですか。手続上、分けなくちゃならない
ような。1つの会社が太陽光を進めるに当たって。だからこういうやり方をしているんです
か。参考までに教えていただければと思ひまして。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

今のご質問はあれですか、隣接しているから会社を分けなくちゃならないとかという、そ
ういうことですかね。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） そういった制度上は多分恐らくないと思うんですけれども、この
さんと読むんですかね、これ会社名が
、この方は

。この2文字違うだけで別会社をつかってあって、そのまま事務局としても一緒にやっ
ちゃえば、1つの会社でやっちゃえばいいんじゃないかなという、そういうふう
に思うんですけれども、分けているというのはやはり代表者の考えというか、何か税制上とか何かあるん

ではないかと思えます。その理由というのはちょっと事務局でも分かりません。

(発言する人あり)

○会長(小倉和夫君) よろしいですか。

○11番(柳田 浩君) はい。

○会長(小倉和夫君) ほかに何かございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、公衆用道路、進入路とするもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、申請地は昭和60年頃から譲受人が進入路として利用してきたもので、市の認定道路となっております。旧騎西町で認定したもので、認定日は不明でございます。

しかしながら、加須市ではこの道路は帰属を受けないとのことでございます。この道路につきましては、課税はされているということを確認しております。今後も課税するということとございました。また、加須市において認定を外すことも検討したそうですけれども、譲受人が外さないことを要望したことから、担当者が外さないという判断をしたとのこととございます。現状は市の認定されている公道でございますから、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番(関口豊充君) 14番、関口です。

11月16日、推進委員の渡辺さんと譲受人の さん、奥様ですけれども、立会いをいただいた後、聞き取りの上に現地調査を行ってまいりました。

まず、奥様が言うには昭和60年に鉄工所を建てるために宅地を購入したと。進入路が狭いことから、さんからの拡幅用地分として取得したということでした。しかし、農地だということで、奥様が言うには仮登記のまま現在に至ったということでした。

だからこの進入路ですけれども、従前の入り口と含めて大体7メートルぐらいの幅員で、既に砂利が敷かれて工場の出入口、鉄工所の出入口として利用されております。現状から判断しますと致し方ないのかなと、許可相当と判断したところですが、勉強のためちょうど皆さんで共通理解を深めるために、ちょっと二、三確認をさせていただいた後、ご審議のほどお願いしたいと思います。

まず、奥様が仮登記ということだとおっしゃっていたわけですが、確かに農地だから所有権の移転ができなかったんだと思うんですが、登記簿上は仮登記のままということでしょうか、まず1点。

2点目が、道路認定がされているということで記述があるわけですが、道路認定というのはたしか記憶違いでなければと思うんですが、議会の議決要件だったと思うんです。一応道路認定の方法としてそれが議会要件であったかどうか。それをお伺いしたいと思います。もしそれが議会案件だったとしたら、騎西町が昭和60年当時、議会の承認を得て認定した道路、仮登記のままだというような登記が、嘱託登記が漏れちゃったのかどうかその辺は分からないけれども、議会の議決を得たものを新市の加須市において、それが寄附採納要件を満たさないからといって、改めて5条の許可を必要とするのか。ちょっとその辺が仮登記との兼ね合いと議会の議決要件の関係からして、その辺がどうなのかなという、その辺をちょっとお聞かせいただいた後、改めてご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

それでは、まず、事務局のほうからもう一度説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

まず、1点目の仮登記の関係でございますけれども、まず、本登記はさんでこれは間違いございませんでした。仮登記のほうなんですけれども、まず、住所が同じなので最初にさんではなくて、これ旦那さんのほうか何かと思うんですけれども、さんで2分の1、別の方で2分の1ずつ仮登記をつけていた形跡がございました。その後、残りの2分の1をさんが売買で買って、全てさんの仮登記ということが添付されている登記簿のほうから確認できます。それは仮登記だというのは間違いございませんで

した。

それと道路認定の関係でございますけれども、まずは合併前の旧騎西町で認定したというのは道路台帳がついてございます。認定番号は1144号線ということで、幅員が4.8から5メートルで約10メートル間の認定の、これ認定日が不明ということで担当課が確認しております。これをなぜ外さないのかということもあるんですけども、議決案件ということは間違いございません。通常ですと3月の議会で外したりとかというのは一括して、年間のをまとめて外すということで加須市のほうはやっております。担当の話ですと本人が外さないでくれということをやったらしいんですけども、そういう住民の意思に関係なく一方的に加須市が外せるのではないかなとは思っています。それでなぜ外さないのかなというのも、ちょっと担当が違うのでそれ以上は言いませんでしたけれども、さらにここは認定しているのにもかかわらず、税務課のほうに聞きましたら課税していると。今後も課税するんだということで、一応確認できたのはそういうことでございます。

○14番（関口豊充君） 多少私がちょっと疑問に感じているのは、議会の議決を得て普通だったらそこで囑託登記か何かで公衆用道路ということで変更になると思うんです。それをそのまま来ちゃったのが騎西町の事務手続が適当でなかったのか。本来議会の議決を得ているのであれば、加須市においてやはり議会にかけて対処をした上で、これをやるというのが私は筋なのかなと。それは行政処分しているわけですから、行政手続をしているわけですから、その辺が寄附採納要件を満たしていないからということで、一方的に排除しちゃって一からやり直せというのが、どうもその辺が理解できないんです。議会の議決というのはそういうものなのかなという気もするし、間違っていたのならそれは正した上で、この5条のほうで手続をすべきなのかなというのが、ちょっと個人的な考えなんですけれども。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 事務局。

○事務局（小川修一君） 事務局です。

関口委員さんのおっしゃることも分かります。道路法の認定をかけるときに、例えば相手の同意を得ずに道路認定をする場合もあります。起終点を道路認定、ここが起点、こちらが終点ということで議会にかけるんですけども、その際にまず道路買収をするのに権原が必要なので、道路買収する前に、ここから起点から終点を道路に認定するという場合もあります。

過去の資料がないので何とも言えないんですけども、今、言えることは道路法の認定も

廃止する場合も、議会の同意が必要だということははっきりしています。その中で、何でこれがこういうふうになっているのか。起終点は道路台帳上で市道管理されているので、認定されたことははっきりしているんですけども、何でこういう行き止まりのところになってしまったのかというのも、過去いろいろな経過があったんだと思います。

ただ今回案件で上がってきて さんですか、 さんのほうも道路として使っているのに、生活道路としても使っているでしょうし、生産活動の道路としても使っているでしょうから、農転という形でしょうがないのかなという気はいたします。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見がありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

道路認定でいろいろな問題の中でこの公図、配置図を見ますと、左から右に向かって住宅や道路がL字型に道路あるんですよね。今回の というのはそれと隣接したところ、公道から外せないというのは、外しちゃうと従前の細い道が行き止まりになっちゃうからではないかと思うんです。市役所も外さないんでしょうけれども、もともと細い道が左から右へ行って曲がって、その後でつい立てを傾斜があるからね、 さんの土地はもともと広い土地に面していなかったから、細い道路しかね、だからこういう形になったと思うんです。だからこれ特異なことであって、多分本来であれば細い道路、これ赤道か何か分からないですけども、これも多分認定道路だと思うんです。その変更でいいのかなと、手続上の問題としてね。その辺がどうか分かりませんが、これはやむを得ないのではないかなというふうに判断します。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

道路台帳のコピーがあるんですけども、先ほど江川さんの言った道路というのはないんです。これはあくまでも住宅地図なので便宜上書いてある絵なので、道路台帳上の道路はないです。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） 縦にいつているやつですよ。はい。

（発言する人多数あり）

○11番（柳田 浩君） 私のほうからも。

私も江川委員と同じような考え方を持ったんですけども、道路ではないとしたとしても認定は既にあって要件的に外せないということで、それがいま一つ分からないんですけど

も、もし外さないとしても何で今回の外さないんであればではないか。公衆用道路だとしたら何でいけないんでしょうか。これ。認定もしないなら公衆用道路ではなくて単なる宅地ではないですか。自宅の入り口に入るための宅地。公衆用ではなくて。認定するというなら公衆用道路でいいんですけれども。

(発言する人多数あり)

○14番(関口豊充君) 宅地に入るのに4メートル分捻出していたのに、宅地などのため分筆して、要は宅地に切り替えて農転をかけて宅地にして、入り口を拡幅するやつと同じような考え方なんでしょう。結果的にただ、私が困ったのはそういう議会の承認を得ているものを、そんなふうに簡単にやっちゃっていいのかな、この総会で審議しちゃって、それでいいのかなという、それだけです。

○11番(柳田 浩君) これが公衆用道路であろうが、認定されていようがいまいが道路と思えば道路なんですよ。

○事務局(小川修一君) だから認定されていなくても地目上公衆用道路ということになると思います。

(発言する人多数あり)

○会長(小倉和夫君) そうですね。では、結論を出す前に一旦ここで休憩したいと思いますので、10分間、すみませんけれども、審議をちょっと途中で止めます。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時51分

◇

◎開議の宣告

○会長(小倉和夫君) それでは、審議を再開いたします。

◇

○会長(小倉和夫君) 事務局のほうで統一見解ということで。次長さんのほうから説明をお

願いたします。

○次長（小川修一君） この場合のケースが道路法の認定はかかってはいますけれども、権原というか権限ですね。権限は、普通は市のほうに移行するんですが、買収がなくて個人の持ち物になっていますので、道路法のほうに抵触しないような形で、今回これまでもケースとして転用申請が上がってきたケースと同じように、生活道路なり生産活動に使う道路の進入路の宅地として転用するという形が趣旨にございますので、その道路の下は市の持ち物ではなくて民有地のままだということで、一般的な出入り口として許可するのがよろしいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

（「了解」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅7棟を建築するもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可が見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、11月18日に推進委員さんの橋本さんと現地調査を行いました。

まず、最初に譲受人、
さんの代理人である
の担当者、
氏の同席
の下、3人で行いました。内容は、現地の土地のくいの確認及びこの土地のかさ上げ、道路
に面している盛土をしまして建物を7棟建てるということです。また、この土地に隣接して
いる隣接地の地主さんには、今回の計画を説明してあるということです。また、11月21
日に橋本さんと2人で譲渡人、
さん宅を訪問し、家族より申請どおりであること、
また、同じく
さん宅を訪問し、本人より申請どおりであることを確認し、以
上の点から何ら問題がないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、法人事務所用地とするもので、必要添付書
類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、1種農地の不許可の例外、
農地法の施行規則第33条第4号で、地域で居住する者及び市内事業者の業務上必要な施設
で集落に接続して設置されるものに該当し、許可の見込まれるものということでございます
ので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

11月13日に推進委員の石川さんと現地調査並びに聞き取りをしました。

譲受人の
さん宅でお話を聞きまして、本人が経営する会社の事務所が自宅の1室を使

っているということで、手狭になり事務所が建てられるところを探したところ、申請地があり地権者と話がまとまったというお話を聞きました。後日なんですけれども、譲渡人さんには電話でお話を聞きまして、去年まではここは面積少ないんですが、稲を作付してありまして今年はしていないということで、耕してあって草は生えていない状態だったんですけれども、自宅から遠いということもあって今回の話で手放すということで、2人の話が一致して今回の申請ということになりました。許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の24ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、野菜を作付するために農地改良を行うもので、必要添付書類は整えております。

また、当該地は第1種農地ではございますけれども、盛土をし、所有者が野菜を耕作するための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下と申します。

11月16日、松村推進委員と の さん立会いの下、現地確認を行ってまいりました。

申請地は大変低く水はけが悪いため、なかなか耕作しづらいとのことで今回の申請になったそうです。盛土をしまして排水の改良をし、野菜を耕作したいとのことでした。やむを得

ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

この5条の14番の案件でございますけれども、今週初め、直前になりまして代理人からの申告で当該事業用地、4筆のうち3筆を盛土するということが判明いたしまして、それにつきましては市の手続が必要なわけでございます、その手続がまだされておりましたので、また、それ以外の手続として水路の占用とか、水路工事の施工承認とかなどの許可申請等も手続がされておりましたので、見込みもまだまだ分かりませんので、今回につきましては、その申請をされて許可見込みがあるのかないのかということもございまして、5条の14番は12月の総会に回したいと思っておりますので、今回は審議保留といたしたいんですけれども、どうでしょうか。ということでございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたとおり、事業用地の盛土造成に係る加須市環境保全条例上の手続がされておらず、農地転用許可基準における一般基準上の事業実施の確実性に欠けることから、14番については、今回、審議保留といたします。

次に進みます。

次に、15番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の26ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、既存資材置場を改めて申請するもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現地は既に資材置場、倉庫

等が建てられ以前から使用していたことから、始末書が提出されております。当案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

11月11日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲受人の代理人の さんが忙しいそうなので、 さんという方が来てくださいました。あと譲渡人の さんとお会ひし、いろいろとお話を伺つてまいりました。何ら問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願ひします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の26ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が前の15番の譲受人の法人代表と同じでございまして、使用貸借により土地を借り受け、住宅敷の一部とするもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現地は住宅及び事務所があり、その事務所のひさしが農地へはみ出しているため、分筆し農地転用の申請がされたものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願ひいたします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

11月17日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の代理の さんが忙しい方なので、 さんという方が来てもらいました。譲渡人の さんとお会いして、いろいろとお話を伺ってまいりました。住宅の屋根が農地に少し出ているそうなんです。それを申請するみたいです。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

これ使用貸借になっていますけれども、ここの家はいつ頃できたんですか。ずっと最近造ったんですか。

○11番（柳田 浩君） 地元ですので感覚で申し訳ないです。約15年か20年前に建てられた家です。

○2番（江川芳夫君） では、また20年たつと、もう一回、使用貸借するんですか。そういうことなんですか。

○会長（小倉和夫君） まあ意見として。使用貸借が別に問題になるわけではないので。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の27ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、診療所を建てるもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可が見込まれるものということでございました。診療所の移転ということで、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

ます の担当であります さんに立ち会っていただきまして、内容の確認をさせていただきました。

太陽光発電ということでございまして、先ほどから出ている同じ事業者でございまして、場所的にも周りの環境からもやむを得ないなというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の29ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建てるもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で農地法施行規則第33条4号に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるともものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

11月19日に、坂田推進委員と2人で現地にて の さんという方に立ち会っていただきまして、内容の確認をさせていただきました。

場所につきましては、実家のすぐ脇の畑に自己用住宅を建てるということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件について、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関わる事項について、議事に参与することができない。」に、早川初男委員と、私、小倉和夫が該当しますので、議事の間退席いたします。議事進行については、柳田職務代理にお願いしたいと思います。

(早川初男委員、小倉和夫委員退室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくをお願いします。

議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画案につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に農地中間管理事業が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかをご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理(柳田 浩君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

いかがですか。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第3号の審議が終了しましたので、退席している委員の入場をお願いします。

(早川初男委員、小倉和夫委員入場)



◎報告事項

○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続による届出14件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について17件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出179件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長(小倉和夫君) 以上で、本日の総会に上程しました議案は、全て終了しました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長(大熊和夫君) 小倉会長、柳田職務代理には、議事の進行、ご苦労さまでございました。

◇

◎閉会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、各委員におかれましては長時間にわたりました慎重なる審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第11回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時21分

◇

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年11月26日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 関 口 豊 充

署名委員 新 井 明 弘